

稼働休止中の浄水機場における今後のあり方の検討

対象受検機関：北部農と緑の総合事務所

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																				
<p>1 浄水機場の設置経緯</p> <p>三箇牧浄水機場、玉島浄水機場（以下「2浄水機場」という。）は、淀川右岸の高槻市、茨木市、摂津市にまたがるA土地改良区管内の三ヶ牧地区において、農業用水源である淀川の水質悪化及び同地区内の下水混流に伴う農業用水の浄化を行う施設として、地元農家からの要望に基づき、昭和54～平成2年にかけて府営土地改良事業の一環である水質障害対策事業「三ヶ牧地区」（国庫補助事業）として、A土地改良区の所有地に設置された。</p> <table border="1" data-bbox="231 768 1181 1062"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設置年度</th> <th>取得価額</th> <th>補助割合 (国)</th> <th>補助割合 (府)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三箇牧浄水機場（上屋）</td> <td>S58</td> <td>777,126千円</td> <td>50～55%</td> <td>25～35%</td> </tr> <tr> <td>玉島浄水機場（上屋）</td> <td>S61</td> <td>375,380千円</td> <td>50～55%</td> <td>25～35%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>1,152,506千円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設の管理</p> <p>土地改良事業は、食糧生産場所を確保するなどの公益的性格と農家所有の土地の生産力を高めるという私益的な性格を併せ持つため、受益者である地元の申請に基づくこと、事業費に受益者負担があること、管理を地元で行うこと、といった特徴がある。また、事業規模や性格に応じ、国、大阪府、市町村、土地改良区等が役割分担し、事業主体となっている。</p> <p>事業の性格から、大阪府が設置した施設については、受益者への譲渡を基本とするが、大阪府土地改良財産処分要綱（以下「要綱」という。）の譲渡基準に該当しない施設は、管理委託契約を地元土地改良区等と締結して、竣工後も大阪府が所有している。</p> <p>本件2浄水機場は、要綱における譲渡基準に該当しないため、大阪府が所有しており、委託契約に基づき大規模改修等を除く日々の管理を任せている。2浄水機場の運転の要否はA土地改良区が判断し、維持管理や点検費用を負担している。</p> <p>なお、土地所有者であるA土地改良区と施設所有者である大阪府の間で土地の賃貸借に係る契約は取り交わされていない。</p>	施設名	設置年度	取得価額	補助割合 (国)	補助割合 (府)	三箇牧浄水機場（上屋）	S58	777,126千円	50～55%	25～35%	玉島浄水機場（上屋）	S61	375,380千円	50～55%	25～35%	合計	—	1,152,506千円	—	—	<p>1 休止に至る経過の把握</p> <p>2浄水機場は、平成20年度A土地改良区通常総代会において、近年の下水道整備等により水質が改善されたとして、稼働を休止した。</p> <p>北部農と緑の総合事務所（以下「事務所」という。）は、委託契約書において日常的な管理の報告を求めておらず、水質改善への継続的な効果、年々の稼働状況の変化など、浄水機場が休止に至る過程を把握していなかった。</p> <p>2 再稼働の見込み</p> <p>A土地改良区は、休止後も今後の水質変化に備え、電気設備の保守点検業務を継続していることから、事務所は、将来使用の可能性が全くない状況には至っていないとし、再稼働の可能性があるとしているが、客観的・具体的な見込みは認められない。</p> <p>3 今後の方針</p> <p>委託契約書に、契約解除は「大阪府において、財産の用途を廃止することを相当と認め、管理者に通知したとき」とされていることから、廃止は事務所が決定する事項である。事務所は、更なる長期の休止や廃止及び廃止した場合の費用負担については、地元と協議していく必要があるとしているが、休止期間が長期に及んでいるにもかかわらず、これまで今後の方針に係る協議を行っていない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>長期の休止が続いている2浄水機場について、将来の施設撤去の費用負担を考慮しつつ、早急に関係者との協議を開始されたい。</p> <p>【大阪府土地改良財産処分要綱】（抜粋）</p> <p>第3条 この要綱において、土地改良財産の譲渡の基準を次の各号に定める。</p> <p>1. 一般基準</p> <p>次に掲げる土地改良財産については、当該財産を土地改良施設の用に供している土地改良区に譲渡することができる。ただし、事業実施前に予定された管理者が市町村の場合は、当該市町村とする。</p> <p>(2) 用、排水路</p> <p>ア. 用、排水の目的で、府が水路敷の全部又は大部を買収し、普通河川（準用河川を含む。以下同じ。）又は基幹用排水路（河川法適用河川（準用河川を除く。）に接続する用、排水路もしくは用排兼用水路。以下同じ。）に接続する用、排水路又は用排兼用水路の新設、改修を行ったもの。</p> <p>イ. 用、排水改良の目的で、府が水路敷の一部を買収し、基幹用排水路の改修を行ったもの。</p> <p>(3) 揚、排水機場</p> <p>ア. 用水確保、雨水排除の目的で、府が機場敷の全部又は大部を買収し、普通河川、基幹用排水路又は用、排水路より取水し又はこれらに排水する揚、排水機場を新設し、もしくは取、排水量の増加を図るため増設を行ったもの。</p>
施設名	設置年度	取得価額	補助割合 (国)	補助割合 (府)																		
三箇牧浄水機場（上屋）	S58	777,126千円	50～55%	25～35%																		
玉島浄水機場（上屋）	S61	375,380千円	50～55%	25～35%																		
合計	—	1,152,506千円	—	—																		

<p>3 施設の休止</p> <p>A土地改良区では、下水道整備等の取組により、汚濁負荷量の削減が図られ、営農用水として支障がないまでに水質改善されたとして、2浄水機場ともに平成20年度から稼働は休止している。</p>	<p><b>【廃止した場合の費用負担】</b></p> <p>府営土地改良事業は、国庫補助により実施している。土地改良法における「廃止」は、農業用排水施設の廃止・統合等により、農業の生産性の向上や農業構造の改善に資するものが該当するが、2浄水機場の「単なる廃止（施設の廃止と新設を同時に行うのではなく、廃止のみを行うもの）」では「土地改良事業の施行に関する基本的な補助の要件」を満たすことが出来ないとされている。</p> <p>当該施設は地元の強い要望により建設したものであるが、要綱で無償譲渡できるとした資産に該当しないため、地元所有権を移転しておらず、委託契約書においても施設廃止時の費用負担について明記されていない。</p> <p>府営土地改良事業は、施設の建設や大規模修繕等機能保全については所有権にかかわらず、国庫補助の要綱等に従って負担割合を決めているが、「単なる廃止」については国庫補助がないため、その費用負担については、土地改良区と協議する必要がある。</p>	<p>イ. 揚、排水機場の機能回復の目的で、府が機場敷の一部を買収し、又は府有地以外の土地に機場の改修を行ったもの。</p>
<p><b>措 置 の 内 容</b></p>		
<p>施設管理者に対し、土地改良財産管理委託契約書に基づく浄水機場の管理状況の報告とともに、今後の施設利用の意向について報告を求めた。</p> <p>その結果、近年の水質の状況を鑑み、浄水設備については利用の意向はないが、水路等の一部施設は、用水送水のため継続して利用の必要があるとの報告を受け、協議を開始した。</p> <p>今後、送水機能の確保を含む施設のあり方について、費用負担も考慮しつつ検討していく。</p>		